7　連続試験を実施する場合の措置
オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。
⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の色度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の色度（以下この７において「調製色度」という。）に調製した溶液について、上記４に示す操作により試験を行い、算定された色度と調製色度との差を求める。
⑵　上記⑴により求められた差が調製色度の±20％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び試験を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製色度の±20％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。
別表第38の４の次に次のように加える。
5　空試験
精製水100mlを採り、以下上記４と同様に操作して濁度を求める。
別表第39の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を加え、同表の５の次に次のように加える。
6　空試験
精製水を一定量採り、以下上記４と同様に操作して濁度を求める。
7　連続試験を実施する場合の措置
オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。
⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濁度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濁度（以下この７において「調製濁度」という。）に調製した溶液について、上記４に示す操作により試験を行い、算定された濁度と調製濁度との差を求める。
⑵　上記⑴により求められた差が調製濁度の±10％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び試験を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濁度の±10％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。
別表第41の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を加え、同表の５の次に次のように加える。
6　空試験
精製水を一定量採り、以下上記４と同様に操作して濁度を求める。
7　連続試験を実施する場合の措置
オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。
⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濁度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濁度（以下この７において「調製濁度」という。）に調製した溶液について、上記４に示す操作により試験を行い、算定された濁度と調製濁度との差を求める。
⑵　上記⑴により求められた差が調製濁度の±10％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び試験を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濁度の±10％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。
別表第43中「散乱光測定法」を「連続自動測定機器による散乱光測定法」に改める。
別表第44中「透過散乱法」を「連続自動測定機器による透過散乱法」に改める。
別表第45を削る。

公　告

諮　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４０３号
千葉県船橋市二和西３丁目４―22
債務者　有限会社豊友興業
代表者取締役　福田　豊治
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小鍛冶広道
4　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７１号
東京都大田区大森本町２丁目５番６号
債務者　電研産業株式会社
代表者代表取締役　中野敬史郎
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　芳貴
4　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８４号
東京都渋谷区東１丁目13番12号
債務者　株式会社アクタ
代表者代表取締役　大山　洋昭
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　俊治
4　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８５号
東京都渋谷区東１丁目13番12号
債務者　株式会社グラン
代表者代表取締役　大山　洋昭
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　俊治
4　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６号
神奈川県横浜市都筑区勝田南２丁目23番25号
債務者　株式会社アクタシステムズ
代表者代表取締役　大山　洋昭
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　俊治
4　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４１号
東京都世田谷区砧６丁目９番３―202号
債務者　株式会社フェローズ
代表者代表取締役　荒川　正人
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　克也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４２号
東京都世田谷区砧４丁目20番７―103号
債務者　有限会社マサ・コーポレーション
代表者取締役　荒川　正人
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　克也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部